

調査項目の標準化に向けて

- 統計の標準化への実践的な第一歩 -

平成 18 年 11 月 15 日
調査項目の標準化に関する研究会

現在、政府統計においては、表章項目について日本標準産業分類などの利用分類の標準化に係る府省横断的な取組が一部見られるものの、各府省において行われている統計調査の調査項目については、その多くは個々の統計調査等において各調査実施者によって個別に定義が行われている。また、調査項目の定義情報を一元的に管理し、政府内で共有する仕組みが存在していないことから、同様の調査項目でありながら、統計調査ごとに定義が異なるほか、新たに設定した定義についても調査実施者が既存調査の関連項目との間での整合性を確認することができないため、統計調査間で齟齬を生ぜしめる可能性が構造的に存在しており、結果を有効活用する面でもその利用価値を大きく損なうものとなっている。

政府統計の表章項目、調査項目等の標準化を図ることは、政府統計体系としての一貫性を確保し、調査実施者及び統計利用者間で調査項目・内容に関する統一的な理解を共有させ、統計調査の結果の比較を容易なものとし、統計分析の高度化に資するほか、統計調査のオンライン化その他の情報通信技術の活用による新たな仕組みの展開等を視野に入れた際、調査設計時のデータ定義に係る業務の簡素化、オンライン調査における調査対象者の負担軽減、さらに将来的には国内・国際機関間でのデータ交換のための基盤整備としても極めて重要である。

これまで、「統計行政の新中・長期構想」（1995年（平成7年）3月10日統計審議会答申）において、統計調査の効率化及び正確性の確保のための基盤整備の一環として「統計調査の標準化」の検討を進めることが既に具申されているにもかかわらず、答申から十余年の歳月を経た現在においても、必ずしもその基盤整備は十分であるとは言えない。しかしながら、政府統計の標準化については、統計利用がますます拡大、多様化し、一層効率的なデータ利用が求められている今日にあって、その必要性・重要性が従前にも増して高まってきていると言えよう。

このような背景の下、電子政府構築計画（2003年（平成15年）7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づく新たな取組として始まった「統計調査等業務の最適化」においては、「統計調査等業務の業務・システムの見直し方針」（2005年（平成17年）4月8日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議幹事会決定）及び「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（2006年（平成18年）3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）によって、「統計の継続性に配慮しつつ、統計調査に用いる調査項目の定義の標準化に関し、継続的な仕組みを確立する」ことが定められ、ITを活用した府省横断的な統計調査等業務の改革に向けて、

政府統計の標準化に関する取組の意義が改めて再確認されている。

これを受けて総務省統計局（統計調査等業務の最適化の担当府省）では、平成17年6月に、「調査項目の標準化に関する研究会」（座長：森博美法政大学経済学部教授）を設置し、調査項目の標準化に関する調査研究活動を行ってきたところである。平成17年度は、政府で行われている指定統計調査のうち13の調査を検討の素材として統計の標準化のための実践的な方法論の構築に向けての検討作業を行い、平成18年度は、その検討結果を踏まえつつ、すべての指定統計調査を対象として、調査項目の定義に関する要素分解、定義単位項目の抽出及び標準化対象項目の案の整理を行うとともに、各府省共同利用型の調査項目標準化データベースにおけるデータ構造等について議論を行ってきた。

今後は、上記最適化計画に基づき平成20年度から開始する調査項目標準化データベースの運用に向け、指定統計調査を所管する関係府省も参画する「調査項目標準化専門部会」において、各調査項目の定義の確認等を行う実務的な作業を行っていくことが必要である。本研究会の機能は、「調査項目標準化専門部会」に継承するものとし、これまでの研究成果を引き続く取組において有効に活用できるよう、ここに、これまでの調査研究結果を下記のとおり取りまとめる。

記

1 統計の標準化に向けた調査項目の標準化の取組

政府における統計調査等の統計作成業務の目的は、社会における集団現象を数量的に把握し、又は一定集団について、調査すべき事項を定め、その集団の性質・傾向を数量的に把握することにある。したがって、統計調査等業務における標準化の最終的かつ本来の検討対象は、業務の成果として得られる統計の表章項目にあると言える。

他方で、表章項目は、調査項目によって得られた情報を基に多種多様な集計、加工等によって得られるものである。このため、表章項目について標準化を検討する場合、その対象範囲は、たとえ指定統計調査に限定したとしても極めて広範囲に及ぶことになる。

一方、調査項目は、それ自体が必ずしも業務の成果たる統計ではないものの、統計の表章項目の定義等を決定付ける最も基礎的な情報であり、調査票等を通じて調査対象者である国民、企業等との接点を持つ情報である。またそれは、情報の取集後も、統計作成に係る一連の事務において一貫して用いられ、行政機関等間でのデータ交換も行われている。また調査項目については、その範囲も調査票に記載されているものに限定されることから、表章項目と比べればその数は少なく、今回の課題に取り組む対象としてより現実的であると考えられる。

このため、調査項目の標準化に取り組むことは、表章項目の標準化に資する第一歩として、また、統計調査等業務の一連の業務処理過程の効率化を進めるための基盤整備として有効である。

2 標準化の4つの側面

表章項目及び調査項目の標準化については、次のような4つの次元を異にする側面が存在し、それぞれに係る標準化の取組がありうる。用語集の作成といったこれまでの標準化の取組は、いずれもこれらの違いを意識することなく行われてきたものである。標準化をより実効性のある取組とするためには、4つの標準化の側面の違いを意識し、それぞれ固有の論点を析出の上、方法論の形成改善と経験的・実証的な検証との相互交流の過程を繰り返しつつ段階的に進めていくことが肝要である。以下に掲げる各次元での標準化の課題の特徴からも、調査項目の標準化にあっては、まず定義そのものの標準化を出発点として取り組むことが実用的である。

(1) 定義の標準化

「定義の標準化」とは、統計表又は調査票で用いられている表章項目又は調査項目の用語それ自体の標準化を指すものではなく、それらに内在する概念に係る標準化の取組をいう。

定義の標準化の取組は、類似の概念を単に同一視し、又は統一するのではない。それはまず、各項目の定義概念を仔細に分析し、それらが同一視できる概念であるか否かを判定し、その判定結果に基づき、それらが相互に異なる要素を持つ場合には定義間の差異を明確にし、また、その差異を生ぜしめる理由が存在しているかどうかを見極め、理由がない場合に統計体系の整合性を考慮しつつ可能な限り定義の統一を図ることが適当であると考えられる（なお、仮に差異の生じる合理的理由がない場合であっても、個別統計を時系列的に分析・利用する観点からは継続的に同じ定義が用いられることが望ましい場合もあり、この点を考慮した場合、必ずしも直ちに定義の変更を行うのが適当とは言えない。）。

(2) 用語の標準化

「用語の標準化」とは、調査項目及び表章項目に関し、調査票又は統計表で使用する用語の標準化の取組をいう。

同一の概念に対し異なる用語を用いたり異なる概念に対し同一の用語を用いたりすることは、調査対象者や統計利用者に無用の誤解と混乱を生じさせ、適当ではない。ただし、調査項目については、特に自計式調査の場合、調査対象者が調査内容を調査票上の用語から正確に理解できなければ、所期の目的である情報収集を円滑に実施することはできない。このため、標準化の取組みにあたっては、調査実施者においては調査対象者の特性等に応じた用語により設問を設定する工夫や必要性が生じることにも留意されなければならない（例えば「従業上の地位」を調査する場合に設問を「勤めか自営かの別」と設定する等）。

したがって、用語の標準化は総論としては重要であるが、その具体的な取組においては一定の柔軟性を有した形でルール化を行うことが適当であると考え

られる。特に調査対象者から正確な個体情報を収集するためには、調査対象者の特性等を踏まえつつ、可能な限り当該調査対象者の理解を得やすいものとすることが不可欠の要件となることから、調査項目における用語の標準化に当たっては、この点への留意が必要である。他方、表章項目における用語の標準化については、統計利用上の利便性を最優先して、その標準化の推進が求められる。

(3) 分類の標準化

「分類の標準化」とは、対象とする表章項目及び調査項目を或る視点に立って分類（区分化）する場合の当該分類（区分化）の在り方に関する標準化の取組をいい、表章項目における日本統計標準分類の取組などがこれに該当する。

調査項目においては選択肢形式の回答方式を採用する場合の当該選択肢が分類の標準化に該当するが、選択肢は、表章項目における分類を具現化するための調査段階における情報収集の手段であることから、表章項目の分類の標準化の取組を行った後にその結果を受けて調査項目の分類（選択肢）の標準化の取組を行うことが合理的である。

(4) データ形式の標準化

「データ形式の標準化」とは、表章項目又は調査項目をデータ（電磁的記録）として利用する場合のデータ形式に関する標準化の取組をいい、例えば、表章項目におけるSDMX（Statistical Data and Metadata Exchange：統計データとメタデータの交換）などがこれに該当する。

SDMXは、広範囲な用途における表章項目に関する統計データ及びメタデータの交換の規準であるが、一の情報システムにおいてデータを取り扱う場合においても、当該システム内で適用すべきデータ形式の標準化が必要となるくる。

今後、統計調査のオンライン化を推進するに当たって、統計調査等業務の業務・システム最適化計画に基づき各府省共同利用型のオンライン調査システムを利用する方向にある。そのような中で調査項目については、同システムにおいても当然同システム内で取り扱う電子調査票における調査項目のタグの設定等、データ形式の規準を定めることとなる。この際、ダブリン・コア等の既存のメタデータを可能な限り利用することが重要である。また、オンライン調査システムから出力されるデータが各府省の審査・集計用のシステムで利用されることになるため、この規準は、同システム内でのいわゆるローカルルールであるものの、事実上のデータ形式の標準化を促す効果を発揮するものと思われる。

なお、広範囲な用途を視野に入れた遡及的な調査項目のデータの利活用に関する取組としては、現在、その具体化に向けて本格的検討が求められている「データアーカイブ」が該当する。データアーカイブの実現に際しては、その有効な機能の前提として、個々の調査票の回答内容を記録した「個票データ」

のデータ形式の標準化、データ交換の際の規約の設定、統計調査名等のメタデータの標準化を行う必要性が出てくる。

3 調査項目の型

各種統計調査の調査票への記載項目は、そのすべてが統計作成業務の成果たる統計を得るための集計、加工等に用いられるのではない。その中には、実査や審査の業務を円滑かつ確実に遂行するための連絡先情報（調査対象者の住所、氏名、電話番号等）や備考などの集計、加工等に直接用いない項目も存在する。

これら集計、加工等に直接は用いられない調査項目は、統計の標準化の最終的な取組課題である表章項目の標準化とは直接関係ないものであることから、調査項目の定義の標準化の対象からは当面除外して扱うのが適当であると考えられる（住所、氏名等の一部の項目については、行政手続の申請書等と同じく、調査横断的に利用されることから、データ形式の標準化に取り組む意義はあるが、いずれにしても、統計調査独自の問題ではなく、将来的に他の行政分野の取組状況を踏まえつつ対処することが適当）。

他方、集計に用いられる調査項目については、数量を把握する「定量的項目」と状態を把握する「定性的項目」に大別できる。また、その回答の種類には、「数値記入方式」、「文字記入方式」及び「選択肢方式」の3種類が存在し、それぞれ以下の表に示したような特徴を有する。なお、「選択肢方式」の変型として、該当事項のコード（数字・文字）を記入する「コード記入方式」がある。

調査項目の型	回答の種類	特徴
定量的項目	数値記入方式	回答数値を足し上げ、調査対象地域（集合・空間）全体の総量・総数を計算し、又は回答数値の分布状況（階級の該当数）を計算することを視野に置いた回答方式で、調査対象者は該当数値を記入。適用する単位は調査によって異なる。
	選択肢方式	回答数値の分布状況（階級の該当数）を計算することを視野に置いた回答方式で、調査対象者は該当する数量又は階級を選択。
定性的項目	文字記入方式	アフターコーディング（事後格付け）により回答属性の分布状況（分類の該当数）を計算することを視野に置いた回答方式で、調査対象者は該当する内容を記入。
	選択肢方式	回答属性の分布状況（分類の該当数）を計算することを視野に置いた回答方式で、調査対象者は該当する状態又は分類を選択。なお、選択肢がそのまま集計区分の分類の基礎となる。

4 調査項目の定義を構成している要素

各種統計調査における調査項目の定義内容は、複数の概念を要素として、これらを組み合わせることによって成り立っている。

これら調査項目の定義を構成する要素の中には、調査項目の型を決定する定義の核となる要素（以下「定義核」という。）が存在し、定量的項目にあつては、人数、面積、距離、金額等の調査項目の定義に係る計量単位の種類を示す要素（以下「計量要素」という。）が、他方、定性的項目にあつては、男女の別、配偶の関係、国籍等の概念がこの定義核に該当する。ただし、定量的項目においては、計量要素が割合、順位等のように他の計量的な概念を有する要素の計量変換を行っている場合は、当該他の計量的な概念を有する要素を定義核とする。

定性的項目の場合、男女の別、配偶の関係、国籍等、定義核のみで調査項目の定義を形成しうるものもある。これに対して定量的項目の場合、定義核は、単に人数、面積、距離、金額等の計量単位の種類を示すのみで内容を伴うものではないことから、定義核のみで調査項目の定義を形成することはない。このため、この種の調査項目の場合、その定義を構成する要素として、定義核と組み合わせることで初めて調査項目の定義を形成する要素が必ず存在する。

このように、調査項目の定義を構成する要素の中には、定義核を中心とする調査項目の定義における計量等概念が従属しこれらに影響を与える要素（以下「定義要素」という。）、及び それ以外の要素（以下「特性要素」という。）が存在する。

ここで、定義核と定義要素を組み合わせた上位概念を「定義単位項目」という。調査項目の定義は、「定義単位項目」とその計量等の把握範囲を示す「特性要素」とから構成される。この場合、特性要素は、定義要素と異なり、定義単位項目の計量等概念とは独立した要素で、定義単位項目の計量等概念には影響を与えず、単に定義単位項目の計量等の把握範囲を示すものである。

なお、回答の種類が選択肢の変型である「コード記入方式」の場合には、定義単位項目を符号化したコード等の記入を調査対象者に求めることになる。この場合、この符号化する概念は、定義単位項目の表現方法に過ぎないことから、調査項目の定義を構成する概念には当たらない。

5 調査項目標準化データベース

「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」に基づき整備される調査項目標準化データベースにおいては、各種指定統計調査で用いられている調査項目に係る定義情報を網羅的に蓄積し、各調査項目の定義検索を可能とするとともに、調査項目の定義の標準化を行う際の情報面での環境基盤としていく必要がある。

調査項目標準化データベースの機能仕様は、別紙3のとおりである。上記のとおり、各調査項目が定義単位項目を定義内容の中核とし、計量等の把握範囲を示す特性要素との組み合わせによって構成されていることから、定義検索を目的とする同データベースのキー項目については、各種調査項目の定義の中核をなす定

義単位項目とし、各定義単位項目の定義をそれぞれ設定するとともに、実際に各定義単位項目を用いている各種統計調査の調査項目を、当該定義単位項目の履歴情報として調査票上の表記とともに記録することが適当である。

6 標準化対象項目の考え方

調査項目標準化データベースを調査項目の定義の標準化を行う際の環境基盤として利用しつつ、調査項目の定義の標準化に関して継続的な仕組みを構築するためには、各調査項目において類似の定義を有するものを選定し、それぞれの定義の差異及び当該差異の合理性を検証し、必要なものについては定義の標準化を可能な限り進めていくことが肝要である。そのための最初の作業工程として、検討対象を選定する必要がある。

「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」によれば、「総務省及び各府省において、2006年度末（平成18年度末）までに、調査項目の定義情報の形式を定め、指定統計調査の調査項目のうち標準化の検討を行う対象項目（以下「標準化対象項目」という。）を選定し、可能な限り定義情報の標準化を行うとともに、2007年度末（平成19年度末）までに、標準化対象項目以外の項目を含めた指定統計調査の調査項目について、同形式に基づく定義情報の設定を行う」とこととされている。

これを踏まえ、本研究会では、すべての指定統計調査の調査項目を対象として実証的な調査研究を実施してきた。その結果、調査項目の定義の標準化を検討する対象項目を、次の2つの基準により選定することが適当であるという結論に至った（定義情報の形式については、別紙4参照）。

複数の統計調査に同一の定義単位項目が複数存在する場合、これらの定義単位項目に係る各調査項目

複数の統計調査の複数の定義単位項目において定義内容に関連性があると見込まれる場合、これらの定義単位項目に係る各調査項目

7 定義単位項目の抽出結果及び標準化対象項目の候補

別紙5は、上記5の考え方に基づき、指定統計調査の調査項目の定義に関する要素分解を行い、定義単位項目を抽出し、及び上記6の考え方に基づき、標準化対象項目の候補として考えられる定義単位項目にグループ化した結果である。また、別紙6は、グループ化された標準化対象項目の候補を一覧でまとめたものである。今後、調査項目標準化専門部会においては、これらの結果を踏まえて引き続き検討を進め、指定統計調査の調査項目に係る定義の整理、分類及び標準化並びに調査項目標準化データベースにおける調査項目に係る定義情報の設定作業を効率的に行っていくことが肝要である。

8 その他

平成20年度から運用を開始する調査項目標準化データベースにおいては、そのデータ整備において、以下について考慮することが適当である。

(1) 定義に係る記述表現

調査項目標準化データベースに収録する定義単位項目に係る定義については、その記述の際の表現形式について、例えばロングマン英英辞典に見られるような各単語を一定の基本語句のみで簡潔に表現するような工夫にも留意する必要がある。

(2) 定義単位項目の分類等

定義単位項目は、複数の定義要素から構成されており、用語や項目名称において表面上現れてこない概念が内在されている場合があることから、例えば「雇用者数」と「正社員・正職員数」は共通の概念を内在しているということも考えられる。このような場合に、その共通の概念で検索した際に「雇用者数」も「正社員・正職員数」も検索結果として出力することができるよう、利用者が調査項目標準化データベースにおいて検索したい対象概念を適確に抽出できる仕組みを考えることが望ましい。

その方策としては、各定義単位項目に複数のキーワードを結び付け、キーワードによる検索を行うことができるようにする方法、想定されるキーワードを定義の記述表記に盛り込み、定義記述も含めた用語検索を行えるようにする方法等が考えられるほか、最も有力かつ他の汎用的な用途にも活用可能な方策として、定義単位項目を複数の分類階層の下に位置付け、分類階層で使用される用語を含めた検索を行えるようにする方法等が考えられる。このため、各定義単位項目を体系的に整理するための分類については、上記の観点も考慮に入れて設定することを検討することが必要である。

(3) 定義単位項目の名称及びタグ名

定義単位項目を調査項目標準化データベース上で管理する上で、管理対象の項目に名称を付与する必要がある。この場合、必ずしも実際の調査票や統計表で用いられる調査項目や表章項目の用語と同じでなければならない必要はないが、統計調査等業務としてのいわば共通語又は学名とも言うべき標準的な名称を付与することが適当である。

また、定義単位項目を単に並列的に管理するだけでは、複数の項目間の定義の標準化を促す効果は低い。標準化を促すためには、その促すべき範囲の定義を有する定義単位項目間で標準的な定義として位置付ける項目とそれ以外とに分け、定義上の類似性と差異性を名称から判別するような工夫（例えば「従業者数」定義概念を有する項目について、「従業者数」を標準的な定義と位置付ける項目とし、それ以外の項目を「従業者数a」と添字を付す等）について検討する必要がある。さらに、標準的な定義が国民生活、社会経済等の動向の変化に応じて変更される場合も想定されることから、このような時間的変化の要素も考慮した場合、単に標準的な定義であるかどうかだけでなく、過去に標準的な定義であったか否かについても名称から判別するような工夫（例えば「従業者数」定義概念を有する項目のうち過去に標準的な定義であって現在標準的な

定義でない項目を「従業者数A」と大文字の添字を付す等)も検討することが肝要である。

名称と一対一で付与することとなるタグ名についても、上記のような留意と検討を行うことが肝要である。なお、タグ名の確定に当たっては、このほかにも各府省共同利用型システム及び各省のシステムのデータベースのフィールド名、XMLのタグ名の参照モデルとしての活用可能性等も視野に入れることが必要である。

(4) 定義単位項目間の階層構造

例えば、「従業者数」と「雇用者数」のように、調査項目によっては定義内容が他の調査項目の定義内容を含むなど、調査項目間に階層構造が存在するものもある。このため、調査項目標準化データベースの設計に当たっては、定義単位項目間における階層構造にも留意し、定義単位項目間の関係を把握できるような仕組みを設ける必要がある。

(5) 調査項目標準化データベースに記録する調査項目に係る調査票上の表記

調査項目標準化データベースに記録する定義単位項目の名称、定義、特性要素を付加した調査項目は、実際の調査票において用いられている用語が必ずしも使用されるわけではない。このため、調査票上の用語による検索を可能とするために、調査項目標準化データベースには各調査項目に係る調査票上の表記についても記録することを予定している。

他方、実際の調査票上での調査項目は、必ずしも端的な語句で当該調査項目を表されているとは限らず、当該調査項目の概念の要素を表す複数の用語が階層構造をなして調査票上に分散していたり、設問文としてのみ存在していたり、その取扱いは多種多様である。これを一つのセルに記録するためには、記述についてのルールの設定が必要であることから、当該記述のルールについても検討することが必要である。

調査項目の標準化に関する研究会
構成員

座長

森 博美 法政大学経済学部教授

委員

井出 満 元大阪産業大学経済学部教授

浦本直彦 日本アイ・ビー・エム株式会社東京基礎研究所

宮内 環 慶應義塾大学経済学部助教授

総務省

岩本隼人 統計局統計情報システム課長

山内晶仁 統計局統計情報システム課企画官

阿向泰二郎 統計局統計情報システム課課長補佐（総括担当）

孕石真浩 統計局統計情報システム課統計専門官（標準化担当）

岡田茂雄 統計局統計情報システム課事務官

松尾和彦 政策統括官（統計基準担当）付統計審査官付調査官

渡部英俊 政策統括官（統計基準担当）付統計審査官付副統計審査官

稲見省三 統計研修所主任研究官

小川壽一 統計研修所教官

統計調査等業務の業務・システム最適化計画（抄）

2006年（平成18年）3月31日
2006年（平成18年）8月31日一部改正
各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定

電子政府構築計画（2003年（平成15年）7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、下記のとおり、統計調査等業務の業務・システム最適化計画を定める。

記

第2 最適化の実施事項

．共通計画

4．統計調査の調査項目の標準化

統計調査の結果の比較を容易なものとし、統計分析の高度化に資する等のため、統計の継続性に配慮しつつ、次に掲げる措置を講じ、統計調査に用いる調査項目の定義の標準化に関し、継続的な仕組みを構築するものとする。

- (1) 総務省及び各府省において、2006年度末（平成18年度末）までに、調査項目の定義情報の形式を定め、指定統計調査の調査項目のうち標準化の検討を行う対象項目（以下「標準化対象項目」という。）を選定し、可能な限り定義情報の標準化を行うとともに、2007年度末（平成19年度末）までに、標準化対象項目以外の項目を含めた指定統計調査の調査項目について、同形式に基づく定義情報の設定を行う。
- (2) 上記(1)において設定された定義情報について、調査項目標準化データベースにおいて一元的に管理するとともに、指定統計調査に関し、その後新たに設定された調査項目について定義情報の設定及び標準化並びに同データベースへの登録を行うものとする。総務省及び各府省は、2008年度（平成20年度）から、同データベースを統計調査の設計を行う際のデータ参照モデルとして活用し、各統計調査の調査項目の定義について、各統計調査の目的等に応じて適切に設定するものとする。

調査項目標準化データベースの機能仕様

調査項目標準化データベースは、統計調査に用いる調査項目及び調査票情報を収録し、調査項目の定義情報等のメタデータを検索するためのシステムとして、次に掲げる機能を備える。

- (1) 調査項目メタデータ管理機能
- (2) 調査票情報管理機能
- (3) 公開機能（承認）
- (4) 調査項目・調査票情報提供機能
- (5) 実績管理機能

1 調査項目メタデータ管理機能

運用管理機関において、統計調査に用いる調査項目について、次表に掲げる項目を登録し、編集及び削除することができる。

内容	説明
定義単位項目 I D	定義単位項目の識別 I D
定義単位項目名称	定義単位項目を識別するための名称
定義	定義を説明する文章
タグ名	この項目のタグの名称
分類情報（一覧）	分類（樹）情報の一覧
分類樹・分類枝リンク	所属する分類樹・分類枝へのリンク
分類樹・分類枝	所属する分類樹・分類枝の表記
使用履歴（一覧）	どの調査票で使用されたかの履歴
調査項目 I D	調査項目の識別 I D
政府統計コード	政府統計を識別する I D
調査実施機関	調査の実施機関
統計調査名	統計調査の名称
調査票 I D	調査票の識別 I D
調査票名	調査票の名称
調査期間	調査の実施年月日又は期間
調査項目名称	調査項目を識別するための名称
調査票上表記	調査票上で使用されている調査項目の表現
回答項目情報	回答項目の情報
選択項目名	選択枝の項目の名称
コード情報リンク	コード情報へのリンク
備考	調査項目についての文章による追加説明

2 調査票情報管理機能

運用管理機関において、統計調査に用いる調査票について、次表に掲げる項目を登録し、編集及び削除することができる。登録する調査票イメージは、PDF形式又はブラウザに表示可能な一般的な画像フォーマットとする。また、登録する内容は、調査項目IDを用いて、上記1の調査項目メタデータ管理機能において登録する情報と相互参照することを可能とする。

内容	説明
政府統計コード	政府統計を識別するID
調査実施機関	調査の実施機関
統計調査名	統計調査の名称
調査票ID	調査票の識別ID
調査票名	調査票の名称
調査票イメージ	調査票を図として見せるためのイメージ図
調査期間	調査の実施年月日又は期間
調査項目ID	調査項目の識別ID
調査項目名称	調査項目を識別するための名称
調査票上表記	調査票上で使用されている調査項目の表現
回答項目情報	回答項目の情報
選択項目名	選択肢の項目の名称
コード情報リンク	コード情報へのリンク
回答欄イメージ	回答欄を図として見せるためのイメージ図
備考	調査項目についての文章による追加説明

3 公開機能（承認）

運用管理機関において、上記1及び2によって管理している情報のうち内容が確認されたものについて下記4によって提供するため、登録、編集又は削除された情報を一般利用者に公開する（ことを承認する）処理を行うことができる。

4 調査項目・調査票情報提供機能

利用機関における統計調査の企画及び審査事務を支援し、並びに一般利用者に調査項目及び調査票に係る情報提供を行うため、統計調査に用いられる調査項目、調査項目の定義等を検索し、参照することを可能とする次に掲げる機能を備える。

(1) 調査票別検索機能

調査票情報の検索・閲覧機能

統計調査を実施した府省名、統計調査名、調査票名、調査期間から調査票を指定することにより、該当する調査票に係る情報（政府統計コード、調査実施機関、統計調査名、調査票ID、調査票名、調査期間）及び調査票上の調査項目に係る情報（定義単位項目ID、定義単位項目名称、調査項目ID、

調査項目名称)を表示することができる。

調査票定義のダウンロード機能

表示した調査票情報画面から、以下の情報をダウンロードする機能を備える。ダウンロードする情報は、調査票に係る情報(政府統計コード、調査実施機関、統計調査名、調査票ID、調査票名、調査期間)及び調査票上の調査項目に係る情報(定義単位項目ID、定義単位項目名称、定義、調査項目ID、調査項目名称、調査票上表記)である。

調査票イメージ表示機能

表示された調査票情報について、調査票イメージを表示することができる。

回答欄イメージ表示機能

調査票情報に表示する各調査項目を選択することによって、選択された調査項目の回答欄イメージを表示することができる。

調査項目詳細情報へのリンク機能

調査票情報に表示する各調査項目を選択することによって、選択された調査項目の詳細情報(調査項目ID、調査項目名称、調査票上表記、選択項目名、コード情報、備考)を表示することができる。

調査項目定義情報へのリンク機能

調査票情報に表示する各調査項目の定義単位項目を選択することによって、選択された調査項目の定義情報(下記(3)に掲げるもの)を表示することができる。

(2) 調査項目別検索機能

フリーワード検索機能

定義単位項目名称、定義、分類情報についてフリーワードで検索し、該当する定義単位項目を一覧表示することができる。

また、調査項目名称、調査票上表記、選択項目名についてフリーワードで検索し、該当する調査項目を一覧表示することができる。

分類検索機能

任意に設定した定義単位項目の分類をたどることによって定義単位項目を検索し、該当する定義単位項目を一覧表示することができる。

調査項目定義情報へのリンク機能

一覧表示された定義単位項目又は調査項目の定義単位項目に定義情報へのリンクが貼ってあり、定義情報(下記(3)に掲げるもの)を表示する画面へ

遷移できる。

調査票情報へのリンク機能

一覧表示された定義単位項目又は調査項目の調査票名に調査票情報へのリンクが貼ってあり、調査票情報（上記(1)に掲げるもの）を表示する画面へ遷移できる。

(3) 調査項目定義情報参照機能

調査項目定義情報表示機能

調査票情報において選択した調査項目の定義単位項目、フリーワード検索及び分類検索の結果から選択した定義単位項目の以下の定義情報を表示することができる。表示する情報は、定義単位項目に係る情報（定義単位項目ID、定義単位項目名称、定義、タグ名）、使用履歴に係る情報（調査項目ID、調査項目名称、政府統計コード、統計調査名、調査票名、調査期間）及び定義単位項目の分類情報である。

使用履歴の並べ替え機能

表示された調査項目の使用履歴について、調査項目名又は統計調査名により並べ替えて表示することができる。

回答欄イメージ表示機能

調査項目定義情報に表示する使用履歴の各調査項目を選択することによって、選択された調査項目の回答欄イメージを表示することができる。

調査項目詳細情報へのリンク機能

調査項目定義情報に表示する使用履歴の各調査項目を選択することによって、選択された調査項目の詳細情報（調査項目ID、調査項目名称、調査票上表記、選択項目名、コード情報、備考）を表示することができる。

調査票情報へのリンク機能

調査項目定義情報に表示する使用履歴の各調査項目の調査票名を選択することによって、当該調査票の調査票情報（上記(1)に掲げるもの）を表示することができる。

5 実績管理機能

運用管理機関は、次に掲げる機能を用いて、本システムの実績管理を行うことができる。

(1) 管理実績作成機能

調査項目メタデータ管理実績

調査項目メタデータの管理実績を記録する。記録された管理実績を基に、

期間別等の管理実績一覧を作成し、取得することができる。

調査票情報管理実績

調査票情報の管理実績を記録する。記録された管理実績を基に、期間別等の管理実績一覧を作成し、取得することができる。

(2) 利用実績作成機能

調査項目・調査票情報利用実績

調査項目・調査票情報の表示実績を記録する。記録された利用実績を基に、期間別等の利用実績一覧を作成し、取得することができる。

調査票定義ダウンロード利用実績

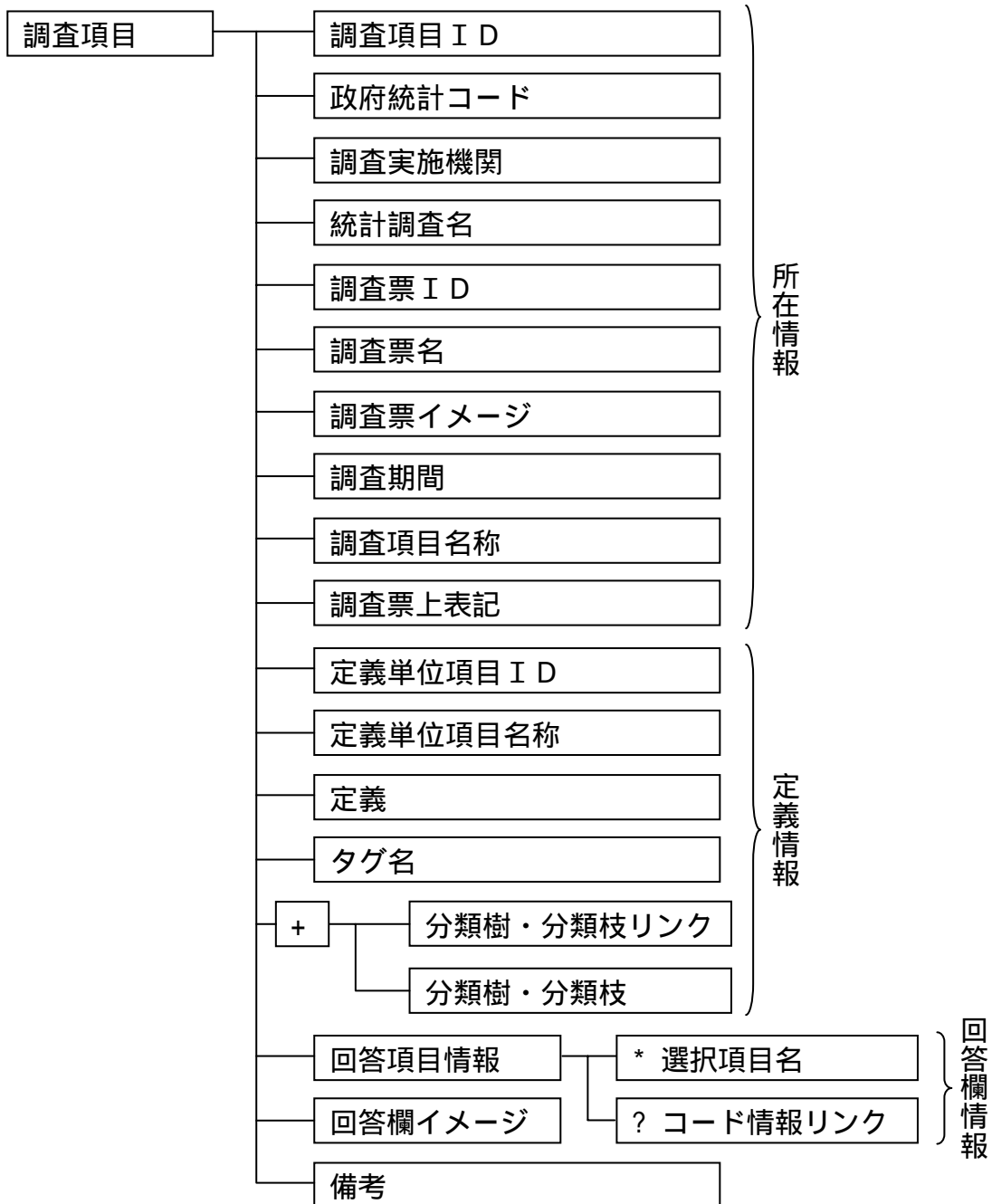
調査票定義のダウンロード実績を記録する。記録された利用実績を基に、期間別等の利用実績一覧を作成し、取得することができる。

検索機能利用実績

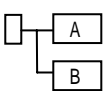
検索機能の利用実績を記録する。記録された利用実績を基に、期間別等の利用実績一覧を作成し、取得することができる。

調査項目の定義情報の構造

調査項目の定義情報は、下図のとおり、当該調査項目を特定する「所在情報」、調査項目の定義内容に関する「定義情報」、調査項目の「回答欄情報」によって構成し、これらの情報を調査項目標準化データベースにおいて管理する。



< 凡例 > + : 1以上の要素を有する
 * : 0以上の要素を有する
 ? : 0又は1つの要素を有する
 無記号 : 1の要素を有する


 A及びBのいずれの要素も有する

回答項目情報の例

選択項目名の例

就業構造基本調査 就業構造基本調査調査票

B ふだん仕事をしていない人
B9 1年前は何をしていましたか

仕事をしていなかった 仕事をしていた

┌───────────┐			┌───────────┐		
家	通	そ	仕事	家事・	か
		の	を	通学	た
		他	お	な	わ
			も	ど	ら
			に	の	に
			し	し	し
			て	て	て
			い	い	い
			た	た	た
○	○	○	○	○	○

選択項目名

仕事をしていなかった

仕事をしていた

家事

通学

その他

仕事をおもにしていた

家事・通学などのかたわらに
していた

コード情報リンクの例

企業活動基本統計 企業活動基本調査 企業活動基本調査票

3 親会社、子会社・関連会社の状況

(1) 子会社・関連会社の保有状況

議決権所有割合			業 種 分類番号
子会社	100%	0301	┆┆┆

(注3) 業種分類番号は、「企業活動基本調査用分類表」の区分に従って分類番号を記入してください。

コード情報リンク

[企業活動基本調査用分類表](#)

(クリックすると、そのファイルへ遷移する。)